

欧州委員会、営業秘密の保護に関する EU 指令案を公表

2013 年 11 月 29 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、11月28日、営業秘密の保護に関するEU指令案を公表した。本指令案は、営業秘密を保護する法制度の導入を加盟国に義務付けるもので、今後EU理事会及び欧州議会での立法審議に付される。欧州委員会は2014年末の成立を見込んでおり、本指令が成立すると、加盟国は2年以内に国内法を整備することが義務付けられる。

現在、EUには営業秘密の保護のための統一的な制度は存在しておらず、各加盟国において一定程度の保護がなされているが、保護の方法や内容は加盟国によって異なっている。このため、国境を越えた共同研究開発に支障をきたしているとの問題点が指摘されていた。

この問題に対して、欧州委員会は2011年に調査研究を開始し、EU加盟国に加えて日本、米国及びスイスの法制度を詳細に検討するとともに、537の企業に対するアンケート調査も実施し、EUレベルの統一的な法制度の策定を模索していた。

本指令案には、営業秘密の定義並びに営業秘密の不正な取得、使用及び開示とされる行為が定められ（指令案第2~3条）、これらの不正行為に対する措置、手続及び救済が規定されている（指令案第9~14条）。また、訴訟手続における営業秘密の保護（指令案第8条）も規定されている。

欧州委員会は、本指令案によってEU内の営業秘密保護が、民事上の手続に関しては、日本及び米国の水準に沿ったものになるとしている。また、米国との間で行われているTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉でも、営業秘密の問題が議論されるとしている。

TTIP 交渉を利用した営業秘密保護の強化を要請していたビジネス・ヨーロッパは、同日のプレスリリースで、「これは欧州の産業、特に中小企業にとって朗報である。…これにより、企業にとってイノベーション、技術移転、研究開発投資がより実りあるものになり、欧州が魅力的な投資先となる。」(Beyer 事務局長) とのコメントを公表した。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Commission proposes rules to help protect against the theft of confidential business information](#)

— 欧州委員会の Q&A は、以下参照 —

[Protection against the unlawful acquisition of undisclosed know-how and business information \(trade secrets\) – frequently asked questions](#)

— 本指令案は、以下参照 —

[Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of undisclosed know-how and business information \(trade secrets\) against their unlawful acquisition, use and disclosure \(PDF\)](#)

— 本指令案の実施計画は、以下参照 —

[Implementation Plan \(PDF\)](#)

— ビジネス・ヨーロッパのプレスリリースは、以下参照 —

[EU action on trade secrets welcomed by business \(PDF\)](#)

— EUの営業秘密保護に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、各EU加盟国における営業秘密の保護に関する報告書を公表（2012年6月14日）（PDF）](#)

[欧州委員会、EUにおける営業秘密の保護に関する調査研究報告書を公表（2013年10月18日）](#)

[欧米の産業界、EU及び米国にTTIP交渉を利用した営業秘密保護の強化を要請（2013年11月4日）（PDF）](#)

(以上)